

ローカルスタートアップ支援制度推進要綱

令和6年3月29日（総行政第79号）制定

第1 趣旨

人口減少・少子高齢化の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、良質な雇用の確保が特に重要な課題となっている。

こうした中で、地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する起業・新規事業（以下「ローカルスタートアップ」という。）を支援し、地域の経済循環を創出・拡大させることは、地域力の維持・強化に資する取組であり、有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、第2以下に掲げる取組（以下総称して「ローカルスタートアップ支援制度」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

ローカルスタートアップを支援し、地域の経済循環を創出・拡大していく取組について、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

（1）地方公共団体

地方公共団体は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を作成し、ローカルスタートアップを民間事業者等が立ち上げる場合に財政上の支援を行うほか、地域金融機関等と連携の上、当該事業の立ち上げ及び継続についてフォローとともに、経営悪化時等の助言・支援を行う体制を構築する。

（2）地域金融機関等

地域金融機関等は、ローカルスタートアップへ融資等を行う場合に、事業キャッシュフローの継続的な把握によるコンサルティング機能が発揮されるよう継続的に支援を行う。

（3）総務省

総務省は、ローカルスタートアップの支援に取り組む地方公共団体に対して地方公共団体が助成を行う場合に、当該地方公共団体に対して必要な財政上の措置を講じるほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方公共団体への情報提供等を行う。

第3 「ローカルスタートアップ」の推進のための施策

以下の「ローカルスタートアップ」の推進のための施策について、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、財政措置を講じる。

（1）ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

民間事業者の初期投資費用（施設整備・改修費、機械装置費、備品費、調査研究費）に対して地方公共団体が地域金融機関等の融資等と協調して公費により支援する場合に必要となる経費について、地域経済循環創造事業交付金及び特別交付税による財政措置を講じる。

なお、ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）を運用する上での留意点は以下のとおりである。

- ① 「①地域密着型」、「②地域課題への対応」、「③地域金融機関等による融資等」、「④新規性」、「⑤モデル性」の要件について、総務省の審査を経て該当すると認められたものを対象とすること。
- ② 原則、無担保融資（交付金事業により取得する財産には担保設定可能）の事業を対象とすること。
- ③ 地域経済循環創造事業交付金の詳細は「地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル10,000プロジェクトに関する事業）」の定めるところによること。
- ④ 「地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル10,000プロジェクトに関する事業）」の定めるところにより行われる交付金事業における、地方公共団体の負担額に対して特別交付税措置を講じること。

（2）ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）に準じて、市町村が地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用（施設整備・改修費、機械装置費、備品費、商品開発費、広告宣伝費、調査研究費）に対して市町村が金融機関等の融資等と協調して公費により支援する場合に必要となる経費について、特別交付税措置を講じる。

なお、ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を運用する上での留意点は以下のとおりである。

- ① 「①地域密着型」、「②地域課題への対応」、「③融資又は民間クラウドファンディング等」、「④新規性」の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められたものを対象とすること。特別交付税の算定に当たって、市町村の補助要綱等においてこの旨を明記し、他の事業と区分する必要があること。
- ② ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）とは異なり、モデル性は問わないこと。
- ③ ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）とは異なり、「原則、無担保融資（交付金事業により取得する財産には担保設定可能）」の要件は問わないこと。

（3）ローカルスタートアップ（ローカル10,000プロジェクト除く。）

市町村が地方単独事業として、民間事業者のローカルスタートアップの企画・準備・立ち上げ・フォローアップの各段階において公費により支援する場合に必要となる経費について、特別交付税措置を講じる。

（4）その他の施策

ローカルスタートアップに関連する施策として、以下の施策についても、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講じる。

① 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継

地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、特別交付税措置を講じること。地域おこし協力隊員等の起業・事業承継の詳細は「地域おこし協力隊推進要綱」の定めるところによること。

② ふるさと起業家支援プロジェクト

起業家の事業立ち上げに係る初期投資費用に対して地方公共団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等の経費について、特別交付税措置を講じること。ふるさと起業家支援プロジェクトの詳細は「ふるさと納税を活用した地域における起業支援及び地域への移住・定住の推進について」の定めるところによること。

③ ふるさと融資

地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う「ふるさと融資」について、ローカル10,000プロジェクトにおいても活用することができ、その利子負担等について、特別交付税措置を講じること。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別添)

「ローカルスタートアップ」の推進に係る特別交付税措置について

1. 都道府県又は市町村の取組に対する特別交付税措置

都道府県又は市町村が、本要綱に基づきローカルスタートアップの推進に取り組む場合、以下の経費を対象として特別交付税措置を講じる。

(1) ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

「地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル 10,000 プロジェクトに関する事業）」の定めるところにより行われる交付金事業における、都道府県又は市町村が助成する経費（ただし、上限は1事業あたり 5,000 万円とする。）から交付金額を控除した額（措置率 0.5×財政力補正係数）。

2. 市町村の取組に対する特別交付税措置

市町村が、本要綱に基づきローカルスタートアップの推進に取り組む場合、以下の経費を対象として特別交付税措置を講じることとする。

(1) ローカル 10,000 プロジェクト（地方単独事業）

民間事業者のローカル 10,000 プロジェクト（地方単独事業）の立ち上げ・フォローアップ段階に要する経費のうち、施設整備・改修費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費、調査研究費、事業分析・再構築費について、融資額等を除いた額を対象として、市町村が事業者に助成する経費（以下「公費による交付額」という。ただし、上限は、融資額等が公費による交付額の 0.5 倍未満の額の場合にあっては 1 事業あたり 200 万円、融資額等が公費による交付額の 0.5 倍以上同額未満の額の場合にあっては 1 事業あたり 800 万円、融資額等が公費による交付額の同額以上の額の場合にあっては 1 事業あたり 1,500 万円とし、いずれの場合であっても広告宣伝費、商品開発費、調査研究費、事業分析・再構築費の合計額の上限は 1 事業あたり 200 万円とする。）（措置率 0.5×財政力補正係数）

なお、ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）の対象事業についても、ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）の対象外の経費となっている広告宣伝費、商品開発費、事業分析・再構築費について、市町村が地方単独事業として事業者に助成する経費（ただし、上限は1事業あたり 200 万円とする。）は、ローカル 10,000 プロジェクト（地方単独事業）の対象となる。

【必要経費の例】

① 施設整備・改修費

事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、修繕及び購入に係る経費 等

② 機械装置費

事業の遂行に必要な機械機器等に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 等

③ 備品費

事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費 等

④ 広告宣伝費

事業の遂行に必要な広告・宣伝に係る経費 等

⑤ 商品開発費

事業の遂行に必要な商品の開発に係る経費 等

⑥ 調査研究費

活用する地域資源の商品化可能性調査、地域内外での需要動向調査、収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション、実施計画書の作成に係る経費

⑦ 事業分析・再構築費

事業立ち上げ後に実施するフォローアップ、事業分析・再構築に係る経費 等

(2) ローカルスタートアップ（ローカル10,000プロジェクト除く。）

民間事業者のローカルスタートアップの企画・準備段階に要する経費について、市町村が事業者に助成する経費（ただし、準備段階に要する経費のうちオフィスの賃貸及びインキュベーション施設の賃貸・借入れに係る経費の上限は1自治体あたり年間100万円とする。）（措置率0.8×財政力補正係数）

【必要経費の例】

①事業の企画段階に係る経費

創業支援等事業計画の作成、関係者の打ち合わせ、創業塾・創業セミナーの実施、研修、ビジネスコンテスト・案件募集に係る経費

（旅費、謝金、会議費、委託費、企画運営費、広報費、印刷費、郵送費）

②事業の準備段階に係る経費

地域資源の発掘・活用方法の調査分析、法人設立等（定款、登記簿、社会保険・税務関係書類作成）、オフィスの賃貸、インキュベーション施設の賃貸・借入れに係る経費

（旅費、謝金、会議費、委託費、賃貸料、借入費）

※オフィスの賃貸・インキュベーション施設の賃貸・借入れに係る経費については、事業開始後3年間に限定。